

事務連絡
令和2年8月5日

日本司法書士会連合会 御中

法務省民事局民事第二課

法務局における遺言書の保管等に関する法律に規定する書類の作成と
司法書士法第3条第1項第2号の解釈について
標記について、別添のとおり法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに通知が発出されましたので、お知らせいたします。



機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 664 号
令和 2 年 8 月 5 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿
(除く東京)

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

法務局における遺言書の保管等に関する法律に規定する書類の作成と司
法書士法第 3 条第 1 項第 2 号の解釈について (通知)
標記の件について、別紙 1 のとおり東京法務局長から照会があり、別紙 2 の
とおり回答されましたので、この旨貴管下職員に周知方取り計らい願います。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

2 総司 1 第 1 4 3 号

令和 2 年 8 月 3 日

法務省民事局長 殿

東京法務局長
(公印省略)

法務局における遺言書の保管等に関する法律に規定する書類の作成と司法書士法第 3 条第 1 項第 2 号の解釈について (照会)

法務局における遺言書の保管等に関する法律 (平成 30 年法律第 73 号。以下「法」という。) に規定する遺言書の保管の申請書 (法第 4 条第 4 項), 遺言書情報証明書の交付の請求書 (法第 9 条第 4 項), 遺言書保管事実証明書の交付の請求書 (法第 10 条第 2 項において準用する第 9 条第 4 項) その他の法又は法務局における遺言書の保管等に関する政令 (令和元年政令第 178 号) に基づき法第 3 条に規定する遺言書保管官に提出する書類の作成は, 司法書士法 (昭和 25 年法律第 197 号) 第 3 条第 1 項第 2 号に規定する法務局又は地方法務局に提出する書類の作成に該当するものと考えますが, いささか疑義があるため照会します。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

法務省民二第 6 6 3 号

令和 2 年 8 月 5 日

東京法務局長 殿

法務省民事局長

(公印省略)

法務局における遺言書の保管等に関する法律に規定する書類の作成と司法書士法第 3 条第 1 項第 2 号の解釈について (回答)

令和 2 年 8 月 3 日付け 2 総司 1 第 1 4 3 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。

なお、これにより、これらの書類の作成は司法書士の専属業務に該当しますが、遺言書情報証明書の交付の請求書 (法第 9 条第 4 項) 又は遺言書保管事実証明書の交付の請求書 (法第 10 条第 2 項において準用する第 9 条第 4 項) の作成に関しては、司法書士以外の士業者が法令に規定する当該士業者の業務の遂行に当たってこれらの証明書を第三者に提出する必要が現に存在する場合には、正当の業務に付随して行う業務として司法書士法第 7 3 条第 1 項の規定に抵触しないこととなり得るものと解されますので、申し添えます。